

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	予防接種事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

墨田区は、予防接種事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

東京都墨田区長

公表日

令和7年6月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種事務
②事務の概要	予防接種法又は新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種事務において、予防接種の予診票発行、接種履歴の管理、区民からの問い合わせの回答を行っている。 なお、予防接種健康被害救済に関する事務については下記健康情報システム外で取り扱いしている。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・予防接種の実施後に接種記録等を登録・管理を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	1 健康情報システム 2 団体内統合宛名システム 3 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項 別表の14の項、126の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2 ・番号法第19条第6号（委託先への提供）
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報提供ネットワークシステムを通じた利用特定個人情報の提供ができる根拠規定） ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26、153、154の項 （情報提供ネットワークシステムを通じた利用特定個人情報の照会ができる根拠規定） ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、27、28、29、153の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健衛生部保健予防課
②所属長の役職名	保健予防課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	墨田区保健衛生部保健予防課感染症係 〒130-8628 東京都墨田区横川五丁目7番4号 Tel: 03-5608-6191
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	墨田区保健衛生部保健予防課感染症係 〒130-8628 東京都墨田区横川五丁目7番4号 Tel: 03-5608-6191

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	予防接種事務では、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

発出年月日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月8日	特定個人情報等の開示の計数	平成29年5月30日時点	平成30年5月31日時点	事後	
令和2年6月8日	取寄せ数(いつの時点の計数か)	平成29年5月30日時点	平成30年5月31日時点	事後	
令和2年6月18日	IV リスク対策	—	項目追加	事後	様式変更による
令和2年6月18日	情報提供ネットワークシステムにおける特定個人情報の取扱いに関する問合せ	・審判第19条第1項 ・審判第16の12項	・審判第19条第1項 ・審判第16の12項及び16の13項	事後	
令和2年6月18日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	令和元年5月30日時点	令和元年5月31日時点	事後	
令和2年6月18日	取寄せ数(いつの時点の計数か)	平成30年5月30日時点	令和元年5月31日時点	事後	
令和2年6月18日	1-3 個人情報利用 法第19条第1項	・審判第5条第1項 別表第1の10の項	・行政手続における特定の個人を識別するための識別番号の取扱いに関する法律(以下「番号法」と称す)第9条第1項 別表第1の10の項	事後	
令和2年6月18日	1-4 情報提供ネットワークシステムに関する情報提供 法第19条第1項	・審判第19条第1項 別表第2の16の2項及び16の13項	・審判第19条第1項 別表第2の16の2の項及び16の13項	事後	
令和2年6月18日	1-9 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	田辺区保健福祉課生活管理係 〒130-8640 東京都田辺区豊橋一丁目23番2号	田辺区保健福祉課生活管理係 〒130-8640 東京都田辺区豊橋一丁目23番2号	事後	
令和2年6月18日	1-10 個人情報開示	2)発生しない	1)発生しない	事後	
令和2年6月18日	1-11 個人情報開示結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	
令和2年6月18日	IV リスク対策	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	
令和2年6月18日	1-12 提出する特定個人情報情報	1)発生しない	2)発生しない	事後	
令和2年6月18日	1-13 特定個人情報情報の取寄せ 重大救済	基礎項目評価書及び重点項目評価の実施が求められる	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	
令和2年6月18日	1-14 個人情報開示結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が求められる	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	
令和2年6月18日	IV リスク対策	基礎項目評価書	基礎項目評価書	事後	
令和2年6月18日	1-15 提出する特定個人情報情報	基礎項目評価書及び重点項目評価の実施が求められる	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	
令和2年6月18日	取寄せ数(いつの時点の計数か)	令和元年10月31日時点	令和3年5月27日時点	事後	
令和2年6月18日	取寄せ数(いつの時点の計数か)	令和元年10月31日時点	令和3年5月27日時点	事後	
令和2年6月18日	1-16 個人情報開示	予防接種法に基づき予防接種の予診受検を行う、接種記録表(接種記録表)に記入された個人を識別するた	予防接種法又は新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく接種記録表(以下「接種記録表」と称す)に記入された個人を識別するた	事後	
令和2年6月18日	1-17 特定個人情報ファイルを利用	2) 団体・組織等によるシステム	2) 団体・組織等によるシステム	事後	
令和2年6月18日	1-18 個人情報開示結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が求められる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が求められる	事後	
令和2年6月18日	1-19 個人情報開示結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が求められる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が求められる	事後	
令和2年6月18日	1-20 個人情報開示結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が求められる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が求められる	事後	
令和2年6月18日	1-21 個人情報開示結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が求められる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が求められる	事後	
令和2年6月18日	1-22 個人情報開示結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が求められる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が求められる	事後	
令和2年6月18日	1-23 個人情報開示結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が求められる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が求められる	事後	
令和2年6月18日	1-24 個人情報開示結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が求められる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が求められる	事後	
令和2年6月18日	1-25 個人情報開示結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が求められる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が求められる	事後	
令和2年6月18日	1-26 個人情報開示結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が求められる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が求められる	事後	
令和2年6月18日	1-27 個人情報開示結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が求められる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が求められる	事後	
令和2年6月18日	1-28 個人情報開示結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が求められる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が求められる	事後	
令和2年6月18日	1-29 個人情報開示結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が求められる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が求められる	事後	
令和2年6月18日	1-30 個人情報開示結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が求められる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が求められる	事後	
令和2年6月18日	1-31 個人情報開示結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が求められる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が求められる	事後	
令和2年6月18日	1-32 個人情報開示結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が求められる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が求められる	事後	
令和2年6月18日	1-33 個人情報開示結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が求められる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が求められる	事後	
令和2年6月18日	1-34 個人情報開示結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が求められる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が求められる	事後	
令和2年6月18日	1-35 個人情報開示結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が求められる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が求められる	事後	
令和2年6月18日	1-36 個人情報開示結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が求められる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が求められる	事後	
令和2年6月18日	1-37 個人情報開示結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が求められる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が求められる	事後	
令和2年6月18日	1-38 個人情報開示結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が求められる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が求められる	事後	
令和2年6月18日	1-39 個人情報開示結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が求められる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が求められる	事後	
令和2年6月18日	1-40 個人情報開示結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が求められる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が求められる	事後	
令和2年6月18日	1-41 個人情報開示結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が求められる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が求められる	事後	
令和2年6月18日	1-42 個人情報開示結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が求められる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が求められる	事後	
令和2年6月18日	1-43 個人情報開示結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が求められる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が求められる	事後	
令和2年6月18日	1-44 個人情報開示結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が求められる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が求められる	事後	
令和2年6月18日	1-45 個人情報開示結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が求められる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が求められる	事後	
令和2年6月18日	1-46 個人情報開示結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が求められる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が求められる	事後	
令和2年6月18日	1-47 個人情報開示結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が求められる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が求められる	事後	
令和2年6月18日	1-48 個人情報開示結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が求められる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が求められる	事後	
令和2年6月18日					